

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成29年1月24日不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年7月14日判決、本資料266号-102・順号12880)

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年1月22日判決、本資料266号-8・順号12786)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	坂上 優晟

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年1月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 木内 道祥

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 山崎 敏充